

青森県報

第三千九百八十六号

平成二十七年
四月二十二日
(水曜日)

目次

告 示

公共測量の終了……………(監理課) ……一
 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の構造計算
 適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出……………
 証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………
 (建築住宅課) ……一
 (会計管理課) ……三

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(人事課) ……三
 右 同……………(環境保全課) ……三

出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域) ……四
 右 同……………(県民局) ……四

右 同……………(上北地域) ……四
 右 同……………(同) ……四

公安委員会

技能検定員等の審査の実施……………(運転免許課) ……四

告

示

青森県告示第二百九十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測

量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第
 三項の規定により公示する。

平成二十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

蓬田村

二 測量の種類

公共測量(道路三次元データ測量)

三 測量の期間

平成二十六年八月十二日から平成二十七年三月五日まで

四 測量の地域

東津軽郡蓬田村内の一部

青森県告示第二百九十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の五第二項の規定
 により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行
 う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公示す
 る。

平成二十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社 建築構造 センター	東京都新宿区新宿 一丁目八の一	一 東京都新宿区 新宿一丁目八の ビル六階 大橋御 二 宮城県仙台市 青葉区本町二丁 目一〇の二八 カメイ仙台グ リーンシティ	平成二十七年四月 十日

十三	宮崎県宮崎
市川	原町五ノ
川	原八ツク
四	鹿島鹿
一	島西千石
階	MSビル
五	階B号室
市	沖縄浦添
の	牧港五丁目
八	階
設	会館四階

青森県告示第二百九十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
弘前市大字下白銀町一四の二
弘前食品衛生協会
- 二 変更内容
 - 1 変更前
弘前市大字西城北一丁目三の七
 - 2 変更後
弘前市大字下白銀町一四の二

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
人事給与トータルシステム維持管理業務委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部人事課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目七の一
- 六 契約金額
五千四百万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとした。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

大気汚染常時監視テレメータシステム賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部環境保全課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年十月十日

五 契約の相手方の名称及び住所

東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス営業推進本部青森法人営業部門

青森市松原一丁目一四の一八

六 契約金額

四千七百四十七万二千四百八十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、田子町土地改良区の定款の変更を平成二十七年四月三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年四月二十二日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、坪土地改良区の定款の変更を平成二十七年四月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年四月二十二日

上北地域県民局長 山 田 裕

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、荒屋平土地改良区の定款の変更を平成二十七年四月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年四月二十二日

上北地域県民局長 山 田 裕

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十八号

平成二十七年年度技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」という。）第二条及び第十条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月二十二日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 審査の種類、期日、場所及び項目

技能検定員 (普通)	教習指導員 (普通)	技能検定員 (大(中)型) (大(中)型) (牽引)	教習指導員 (大(中)型) (大(中)型) (牽引)	技能検定員 (普自)	教習指導員 (普自)	審査の種類	審査期日	審査場所	審査項目
一 日 月 日 ・ 七 か 八 月 三 日 同 日 土 曜 九 一 七	三 午 時 三 分 五 十 分 ま か 前 一 日 七 月 二 十 七 日 三 十 七 日 ま か 前 一 日 七 月 二 十 七 日 三 十 七 日	一 年 平 成 二 十 七 年 七 月 一 日 か ら 七 月 十 七 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日	一 年 平 成 二 十 七 年 七 月 一 日 か ら 七 月 十 七 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日	六 月 十 日 か ら 六 月 十 三 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日	六 月 十 日 か ら 六 月 十 三 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日	六 月 十 日 か ら 六 月 十 三 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日	六 月 十 日 か ら 六 月 十 三 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日	青 森 市 大 字 三 内 字 丸 山 一 九 八 の 四	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識
右 同		右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	青 森 市 大 字 三 内 字 丸 山 一 九 八 の 四	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識
技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識	青 森 市 大 字 三 内 字 丸 山 一 九 八 の 四	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識

技能検定員 (大自)	教習指導員 (大自)	技能検定員 (大(中)型) (大(中)型) (普通)	教習指導員 (大(中)型) (大(中)型) (普通)	技能検定員 (普自)	教習指導員 (普自)	審査の種類	審査期日	審査場所	審査項目
三 後 三 日 平 成 二 十 七 年 七 月 十 七 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日	二 後 三 日 平 成 二 十 七 年 七 月 十 七 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日	四 午 時 十 分 五 十 分 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日	三 午 時 十 分 五 十 分 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日	一 年 平 成 二 十 七 年 七 月 一 日 か ら 七 月 十 七 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日	一 年 平 成 二 十 七 年 七 月 一 日 か ら 七 月 十 七 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日	六 月 十 日 か ら 六 月 十 三 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日	六 月 十 日 か ら 六 月 十 三 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日 ま か 前 一 日 七 月 十 七 日	青 森 市 大 字 三 内 字 丸 山 一 九 八 の 四	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識
右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	青 森 市 大 字 三 内 字 丸 山 一 九 八 の 四	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識
技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識	青 森 市 大 字 三 内 字 丸 山 一 九 八 の 四	技 能 及 び 知 識 に 関 す る 技 能 検 定 に 関 す る 技 能 及 び 知 識

年十一月十日
の午前八時三
十分から午後
五時まで

(注) 自衛隊教習所にあつては、審査の種類欄の「教習指導員(大型)」を「教習指導員(普通)」に、「技能検定員(大型)」を「技能検定員(普通)」に、「教習指導員(普通)」を「教習指導員(大型)」に、「技能検定員(大型)」に、「技能検定員(普通)」を「技能検定員(大型)」に読み替へること。

二 申請手続

1 申請書類の受付期間及び提出先

- (一) 各審査日の一月前から審査当日まで
- (二) 青森市大字三内字丸山一九八の四
青森県警察本部交通部運転免許課

2 提出書類

- (一) 審査申請書
写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル)一枚を貼付すること。
- (二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にそれぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。
- (三) 当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一条に定める書類を審査当日提示すること。

3 審査手数料

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第百一号)別表に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。

4 その他

- (一) 審査申請書は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課(電話〇一七 七八二 〇〇八一)に問い合わせること。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭